

愛媛県液晶ディスプレイ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が県運転免許センター内に液晶ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）を設置し広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 ディ스플레이に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び実施できる広告の内容は、要綱第3条の規定による。

- 2 前項の規定によるほか、社会通念上妥当でないと認められる場合は、広告主又は広告の内容とすることができない。
- 3 ディ스플레이に流す広告は無声とする。

(広告の実施方法等)

第3条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第4条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と県が協議の上、愛媛県警察ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第7条 広告取扱業者は、前条の規定に基づき、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について、県と協議しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第8条 広告に必要なディスプレイ等の物品、人員及び設置に係る費用並びに電気代（電気代の計測器含む）等は、広告取扱業者の責任及び負担において、第2条の規

定に従い準備するものとする。

- 2 ディスプレイ等を設置した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、原状に回復しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第9条 県は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告実施許可を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。
- (2) その他、広告を実施することが適切でないと県が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第11条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の実施により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月19日から施行する。